

別表2

学部学生の活動に伴う移動についての方針

	就職活動 ：「不要不急」扱いをしない		卒業研究 (県境を超える移動は原則禁止)	学習活動(資料収集、 学会参加、自己研鑽等 の活動)(学生の意志に 基づく独自活動)	学術活動・地域貢献活動 (教員の活動と連動する 活動)
	石川県内の移動	県境を越える移動	石川県内の移動		
6月1日 ～6月18日	○	○ ※ 注意深く移動し、 目的地では感染防 御の原則を守りな がら滞在する。 ※ 一部首都圏(埼玉、 千葉、東京、神奈 川)、北海道、及び 感染再拡大の子兆 のある県での就職 活動は、特に細心 の注意を払う。	条件付○ ※ 6月14日以前は不可。 ※ 6月15日以降は以下の通り ※ 日程、対象、行き先、研究方法が感 染予防に叶うと判断され、先方の 受け入れが明確な場合は学外施設 をフィールドとすることを可とす る。(指導教員の判断または倫理審 査委員会にて判断) ※ 指導教員から感染防御教育を事前 に行う、あるいは教員がなるべく 付き添う等の配慮をする。	× ※ 原則禁止  参考： 通常は教員の前には顕 在化しない行動である が、相談された場合等 を考慮して念のため考 え方を示す。	× ※ 原則禁止
6月19日 ～7月9日	○	○ ※ 同上	条件付○ ※ 同上	× ※ 同上	× ※ 原則禁止
7月10日 ～7月31日		※ ただし、一部首都 圏、北海道を特定 した特別の注意は 必要なし。		× ※ 同上	×、条件付き○ ※ 原則禁止 ※ 教員に同行する学術活 動の場合は可とする ※ 指導教員の地域貢献活 動が移動可とされ、か つ指導教員の付き添い があれば可とする